

## 【定期予防接種に関する健康被害救済制度につきまして】

当院で実施する定期予防接種(高齢者インフルエンザ・肺炎球菌・子宮頸がんワクチン・小児定期接種など)は、予防接種法に基づき実施しております。

定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になった場合や生活に支障が出るような障害が残った場合には、予防接種法に基づく救済制度(予防接種法第15条第1項)が受けられる可能性があります。

健康被害の程度に応じて、医療費・医療手当、障害年金などの給付が行われます。制度の利用にあたっては、お住いの市区町村への申請が必要となります。

### ・救済と対象となる健康被害

定期の予防接種を受けたことによる疾病、障害、死亡。(厚生労働大臣が因果関係を認定した場合)

### ・申請方法

健康被害の認定申請は、接種を受けた時に住民補油がある市区町村に行ないます。

### ・ご相談窓口

お住いの市区町村の予防接種担当課へお問合せください。

※任意の予防接種につきましては、別の救済制度(PMDA 医薬品副作用被害救済制度)の対象となります。